

なら消費者ねっとニュース

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと
2019年3月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号

奈良県生活協同組合連合会内

TEL: 0742-34-3535 Fax: 0742-34-0043

発行責任者 北條 正崇

HP <http://www.narasn.org/>

NO. 11



第5回 奈良県消費者行政懇談会

本年1月29日に奈良弁護士会館にて、奈良県消費生活・安全課及び奈良県消費生活センターとの間で「第5回なら消費者ねっと・奈良県消費者行政懇談会」を開催しました。奈良県からは6名、当法人からは15名の出席がありました。

まず、当法人が奈良県から受託している「平成30年度奈良県消費者利益擁護支援事業」に関し、辻由子事務局長から、消費者トラブルアンケート及びコインパーキングの表示しらべの中間まとめについて、北條理事長から事業者に対する申入れ活動の進捗状況（現在4つの事案について活動中）について、それぞれ報告をしました。当事業は順調に進んでおり、3月に奈良県に実施報告書を提出することになっております。詳細は次号にてご報告させていただきます。

次に、奈良県消費生活・安全課の田中利亨課長から、現在策定が進められている「第2次奈良県消費者教育推進計画」（案）についての説明がありました。第2次計画は、近年の社会情勢の変化や奈良県の特徴、第1次計画の考え方を継承しつつ、これまでの取組状況を踏まえ、新たな課題に対応するために策定するものであり、計画期間は2019～2023年度までの5年間とされています。「合理的・社会的に行動する自立した消費者の育成」を目的とし、施策の3本柱として、①消費者教育の場や機会づくりの促進、②消費者教育・啓発を担う人材育成、③消費者リテラシーの向上があげられています。田中課長からは、民法改正による成年年齢引下げ等を受け、特に若年者教育の強化及び高齢者教育の強化に重点的に取り組み、新たな取組として大学等の入学時ガイダンスでの啓発講座、警察との連携による特殊詐欺啓発、事業者団体との連携による新入社員研修における啓発講座、消費者団体との連携による啓発講座、指定消費生活相談員の配置、倫理的消費やSDGsに関するセミナー等に取り組むとの説明がありました。



なら消費者ねっと 北條理事長

その後、質疑応答や意見交換が行われ、国からの交付金が年々減額され、新しい交付金についても活用対象の範囲が狭く使いづらいものとなっている等の説明のほか、消費生活センターはまだまだ知られていない、所在場所や活動内容をもっと広報してほしい。

小学校の遠足や見学先を消費生活センターにしてもらってはどうか、福祉介護職は高齢者などの被害に気づきやすいので、福祉の部署との連携強化を図ってほしい、これまでも当法人は行政から協力を頂いているが、今後も適格消費者団体の認証を進めていくために更なる協力をお願いしたい、等の意見がありました。第2次計画でも消費者教育における消費者団体の役割や行政との連携が重要であるとされています。当法人では、今後も行政と連携し、消費者教育に取り組んでいきます。



奈良県行政の皆様

◆■◆ 奈良県地域婦人団体連絡協議会 金融学習会 ◆■◆

1月26日葛城市中央公民館小ホールで県地婦連主催「金融学習会」に企画協力しました。

初めに 消費者ねっとの辻より活動紹介、「よくある今どき消費者トラブル」アンケート記入のお願いをしました。

次にグループあんあん(奈良県くらしの安全・安心サポーター)による「投資詐欺」の寸劇で消費者トラブルを学び、講師の山口相談員からも寸劇の解説をしていただきました。

次に奈良市消費生活相談員の山口知香さんから「大切なお金を騙しとられない心構え」についての講演がありました。

「ハガキによる架空請求被害が急増しています。まずは無視して決して自分から連絡しないでください。どうしても気になり不安な場合は188番(いやや)消費者ホットラインに電話してください」など、身近な消費者トラブルをわかりやすくお話いただきました。参加者からは「どうしたらいいのかわからないときは、まず電話188にかけて相談してみます」などの感想がありました。講演を通して身近なトラブルや対処方法が理解でき、今後気をつけていきたい点が学習できました。



◆■◆ HUG²祭り 2018 ◆■◆



2018年12月2日奈良市ボランティアインフォメーションセンターのHUG²祭りに参加しました。HUG²祭りは奈良市のボランティアや市民に公益活動の魅力を知ってもらうために、いろいろなボランティア団体やNPO団体が活動を紹介するイベントで、今年のテーマは「～来て！見て！体験しよう～」でした。

なら消費者ねっとは昨年実施した「消費者トラブルアンケート」のアンケート結果を印刷して掲示し、今年度のアンケートへの参加を呼びかけご協力いただいた12の方に啓発グッズの付箋をプレゼントしました。また、訪問勧誘をしてほしくないという意思表示の「お断

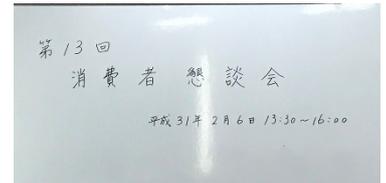
りステッカー」を配布し奈良県の条例などをお知らせしました。

そのほか、クリアファイルで作る「宝箱さいふ」はハサミで切り抜き折っていくとカードなどを入れることが出来ると大人気で、HUG²祭りにボランティア参加していた子どもたちが「終わったら来るから待ってね」と予約までいただき、25人の子どもたち、そして大人の方にも作ってもらいました。



■◇■ 奈良県電器商業組合消費者懇談会 ■◇■

2月6日、奈良県電器商業組合主催の「第13回消費者懇談会」が、奈良県家電会館で開催されました。この懇談会は、消費者の安全で快適な電化生活のため、家電に関する正確な情報や優れた技術の提供などを目的に、消費者と直接情報を交換する場として毎年開催されています。出席者は、電器商業組合理事をはじめ、行政関係者、家電メーカー、報道関係者、消費者団体（なら消費者ねっと、グループあんあん）、一般消費者など約25名でした。



はじめに、奈良県くらし創造部消費・生活安全課係長夏秋智行氏から「消費者問題と消費者行政」として消費者問題の歴史から消費者行政の意義について、つぎに、NHK奈良放送局技術部副部長上田准三氏から新4K8K衛星放送について「従来のハイビジョンテレビに比べて画素数が4Kで4倍、8Kで8倍となり、高繊細で臨場感のある画質を見ることができますが、視聴するためには専用のチューナー内蔵テレビやチューナーが必要。また、電波漏洩対策を必要とする場合もあります」と話がありました。つづいて、経済産業省近畿経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課・課長補佐 向田昭彦氏からは家電リサイクルについて廃棄物の処分に無許可の回収業者を利用しないで正しくリサイクルして欲しい。使用済み小型家電についても回収ボックスなどを利用してほしいとお話されました。



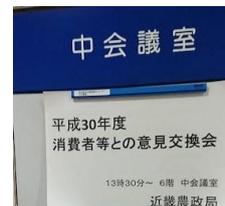
最後に奈良県電器商業組合の赤坂淑郎氏から電器量販店や町の電器小売店（家庭電気製品小売業）で不適切な表示がないかチラシを集めたり、店頭に出向いたり表示に関する調査活動について報告がありました。

懇談会の最後には情報交換・質疑応答の時間が十分とられ、消費者側から、使用済み小型家電の回収や4K8K放送についての質問や要望がありました。

近畿農政局 平成30年度消費者団体等との意見交換会

日時：2018年11月30日 13:30~16:00

場所：奈良県社会福祉総合センター6階中会議室



消費者団体等との意見交換会は奈良県の20消費者団体等から38名が参加し開催されました。

近畿農政局から「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること～」 「米トレーサビリティーの施行状況について（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）」 「新たな加工食品の原料原産地表示制度（表示の見方や新たな加工食品の原料原産地表示制度について）」 「地理的表示（GI）保護制度（伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特定農林水産物の名称保護）」 について説明がり、そのあと質疑応答がありました。



参加者からは「アクリルアミドに基準値はあるのか」「緑谷米は記録の保存や産地情報の伝達が必要か」など質問がだされました。その後意見交換をおこないお互いの理解を深める場となりました。

なら消費者ねっと出前講座のご案内

なら消費者ねっとでは子どもを中心とした消費者教育の教材や教育プログラムの開発及び、以下の2つの出張講座を行っています。

1) 楽しく学ぼう！お金のひみつとつかいかた

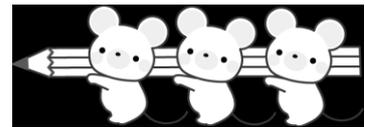
オリジナル小遣い帳を使ってお金の大切さ、お金との付き合い方を伝えることで、子どもたちが正しい金銭感覚を身につけることができるよう育成をお手伝いしています。

・お買い物ゲームやクリアファイルで作る宝財布などをつかっての楽しいプログラムです。



2) おもしろ貯金箱を作ってお金のことを考えよう！

台紙からパーツを切り取り組み立ててはしご車の貯金箱を作っていきます。最後にクイズでお金のことを学びます。



●出前講座の材料費・その他費用については要相談



～あなたの「おかしい」「困った」情報をおまちしています～

なら消費者ねっとでは、消費者被害を防止するために、消費者の正当な利益を害するような営業活動をしている事業者等に改善等を求める活動を行っています。あなたのまわりの消費者トラブルや被害情報、おかしいと感じる事業者、営業活動、広告など、疑問に思ったことをお知らせください。

提供された情報は弁護士、消費生活相談員などの専門家と消費者で構成する「検討チーム」で分析・検討し、不当な契約条項や不当な勧誘行為が判明した場合、それを中止・是正するよう事業者等に申し入れを行うなど、消費者被害の未然防止、拡大防止に役立っています。

事業者への申し入れ活動を行うための情報収集を目的としていますので、内容に対して回答や助言をしたり、解決のあっせんをすることはできません。

(具体的なご相談は消費生活センターへお問い合わせください。)

お聞きしたい情報は下記のとおりです。

- ① 情報の内容 ② 事業者名
- ③ 情報提供者のお名前
- ④ 連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)

お寄せいただいた情報は、なら消費者ねっとの活動以外に利用することなく、情報提供者の個人情報に第三者に漏らすことはありません。

奈良県内 特殊詐欺の発生状況

- 平成 30 年度
被害件数 119 件
- 平成 30 年 1 月～12 月末まで
被害額 約4億6570万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

架空請求被害急増中!

こんなハガキが届いたら



3 聞いてみる
不安なときは、

2 連絡しない
間違っても、

1 無視する
まずは、



消費者ホットライン

188に相談!

詳しくは裏面をご覧ください